



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2025 年 3 月号

No. 288

No.288 (2025 年 3 月号) <2 月 25 日発行>

今月号の注目情報

サイバーセキュリティに関する周知の協力依頼について
(経産省)



巻頭言

『認定 NPO 法人の 2 回目の更新を迎えます』

会員番号 : 1581 齊藤茂雄 (副会長 事務局長)

当協会は、2015 年 6 月 3 日に東京都知事より認定 NPO 法人として認定されました。認定の有効期間は 5 年間で、2020 年には初回の更新が認定され、早いもので来年 6 月には有効期間が満了となるため、事務局では現在 2 回目の更新に向けて準備を進めています。

認定 NPO 法人とは、運営組織及び事業活動が適正であって一定の基準に適合したものとして、所轄庁から認められた NPO 法人をいいます。この制度は NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するなど、税制上の優遇措置として設けられた制度です。認定 NPO 法人は、より高い税制優遇を適用するために一般の NPO 法人に比較しても「より客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された法人であるといえます。 ※認定 NPO 法人は内閣府の NPO サイト <https://www.npo-homepage.go.jp/> に公表されています。

更新審査では、広く市民からの支援を受けていること、メインとする事業活動が「共益的な活動」で占められないこと（公益活動が主であること）、運営組織及び経理が適切であること、事業活動の内容が適正であること、情報公開を適切に行っていること、等々に適合することが求められます。

「広く市民からの支援を受けているかどうか」は、パブリック・サポート・テスト基準に適合するかどうかで判断されます。当協会は「3,000 円以上の寄附者の数が年平均 100 人以上であること」の条件を満たすよう取り組んでいます。皆様のご支援でこれまでは寄附者の条件をクリアしました。協会の発展のために、今後も皆様の積極的なご寄附をお願い致します。なお、ご寄附いただいた個人には、確定申告により国税と地方税をあわせて税額控除の優遇があります。

以上

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

○ 巻頭言	1
【 認定 NPO 法人の 2 回目の更新を迎えます 】	
1. めだか	3
【 時代が求めるシステム監査（日本の進む道 2） 】	
2. 投稿	4
【 投稿 】 本来業務における潜在リスクへの目配りの重要性～銀行の店舗政策と貸金庫問題の発生を契機に考える	
【 コラム 】 システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門（3）	
【 エッセイ 】 仏法僧 ～IT 業界人のための寺院巡礼ガイド（後編）～	
3. 本部報告	17
【 第 294 回月例研究会：講演録 】	
テーマ：「AI のリスクと機会に対処する AI ガバナンス・マネジメントの国際標準化」	
4. 注目情報	19
【 経産省 】 サイバーセキュリティに関する周知の協力依頼について	
5. セミナー開催案内	20
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
6. 協会からのお知らせ	21
【 2025 年度春期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】	
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
7. 会報編集部からのお知らせ	26

めだか 【 時代が求めるシステム監査（日本の進む道2） 】

「時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、気候変動、ウイルスによるパンデミック、戦争、地震・津波、台風、人口、政治、等々により、求められものである。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシステム監査人に求められているものは一体何かを考える。



資料によると次の事柄が書かれている。著者らの予測では 2038 年あたりになると思われる。“東南海大地震が来て、連動して首都圏直下型も来れば、みんな、その後の復興を自分のこととして考えざるを得なくなる。そのときに初めて「こんなもの本当にいるのか」という疑問が出てくるし、欲しがっても手に入らないことも起こってくる。ミニマムからやり直す、エネルギーと水と食料が確保できる範囲でみんなが生きる。自分の見える範囲で……。そうすれば、一人ひとりの役割が必然的に決まってしまう。人生の意味とかそんなことを考える必要もなくなって、戦後の日本のようにみんな必死で生きている形にならざるを得なくなる。”ということが予想されるという。

“天災は、その後の日本の社会に対して非常に大きな影響を持ってきた。”だから、“2038 年もそうなるだろうと思う。100 年に一度は大きな天災が起こるから、影響を受けるのはどうしようもない。ただ、災害が起こっても自然の回復は速いので安心していられるところもある。明治維新以来、日本では、社会や人の問題であればなんとかしてきた。しかし、自然のものは何ともならない。自然に起きる出来事に対しては完全な正解はないし、打つ手はないこともある。”そして、そうになったら「生きたい」と思っているのではなく単に「死にたくない」と思っているだけだったというのが実情かもしれない。

日本人は、江戸時代あたりでは、もっと、のんきに生きていたという話である。ある西洋人が、“日本人は、本当に幸せそうだ、よく笑う。”と、また、“子供をすごく大切に子供が生き生きとして楽しそうに暮らしている民族だ。”とも書いている。“浦賀に来たペリーは帰国して出した報告書の中で、「日本人にはものづくりの才能がある。もし開国して近代技術を学べば、ものづくりの国として大発展する可能性がある。」と、この国の未来を実に的確に見抜いている。”

著者らは、“いまの日本人に楽しく暮らすことができないはずはない。もう一度やり直せばいい。好きなように始めてそこからやりなおせばいい。”と書いている。この時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考え、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対して、あらためて考えてみる必要がある。(空心菜)

資料：「日本の進む道 成長とは何だったのか」養老孟司 藻谷浩介 著 毎日新聞出版

(このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJ の見解ではありません。)

<目次>

【 投稿 】 本来業務における潜在リスクへの目配りの重要性～銀行の店舗政策と貸金庫問題の発生を契機に考える

会員番号 0436 大石正人

2024 年は金融界で根幹をなす業務の取り扱いにおいて、不祥事が相次いだ年でした。代表格は日本取引所グループ (JPX) 傘下の東京証券取引所の社員に対し、インサイダー取引規制違反の疑いで、証券取引等監視委員会の調査が入り、金融商品取引法違反 (情報伝達) の疑いで告発された事案です。2025 年 1 月 30 日に JPX は、独立社外取締役による調査検証委員会の報告書を公表し、金融庁から受けていた報告徴求に対する報告書の提出及び責任の所在の明確化 (役員の処分) を行いました。

(注) 2025/01/30J 金融庁による報告徴求命令に対する報告書の提出及び責任の所在の明確化について (JPX からのお知らせ) <https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/index.html>

報告書によれば、公正な証券取引の番人である取引所の、しかも上場部という最も機微な情報を扱う部門において、上場審査にかかる情報が幅広く共有され、職員として履行すべき守秘義務に違反し、親族に情報を伝え、インサイダー取引を誘発したことは、日本の証券取引市場に対する信頼を大きく傷つける事案だったと言わざるを得ません。取引所の情報システムはテクノロジーに進歩で高度化されていても、ヒューマンエラーや不正を抑止する「人間系」の仕組みにおいて、情報漏えいを防止するための管理指針の基本である「Need-to-know」(必要最小限の範囲にだけ知らしめる、アクセス権を認める) の原則に従っていなかったのであれば本末転倒です。新聞報道に「中枢部門で起きた犯罪で資産運用立国を目指す看板に傷をつけた現実重い」という評言がありましたが、役員処分に止まらず、JPX 自身が組織をあげて猛省を促したいと思います。

さて 2024 年 11 月にメガバンク M 銀行において発覚した、銀行支店管理職による貸金庫からの顧客金品窃盗事案は、銀行業務への信頼性を損ねる事案として長く記憶されると思います。

震災や戦災のたびに、銀行店舗はその堅牢さゆえに、周囲が焼け野原になっても最後まで残る象徴的な建物でした。銀行といえればかつては得意先を回る行員と店舗での取引が象徴的な営業スタイルでしたが、集金により預金を集め、それを事業所などへの貸し出しに回す「利差」で稼ぐモデルは、中堅以上の企業の資金調達手段が多様化し、銀行貸し出しに頼らなくなってきたことに加え、この 10 年ほどは、中央銀行のマイナス金利政策など影響もあって、従来の収益モデルは限界に来ていました。

このため銀行業務は人件費のかかる物理店舗での業務は絞り込み、店舗数も削減したり、ATM やネットバンキングなど、非来店型のサービスに顧客を誘導するようになりました。また従来からのフルラインでの窓口業務を行う店舗を絞って、資産運用相談など特定のサービスに限定する「特化型店舗」を増やしたり、来店客に自分で事務処理をしてもらう方式の導入など、地域の実情に合わせた店舗のあり方を試行錯誤も交えて追及するようになっています。

旧来の預金金利と貸出金利の利差にだけ着目した営業戦略では縮小均衡になってしまうため、この数十年、銀行は手数料収入が期待できる分野を充実させ、特に対個人顧客サービスとして、住宅ローンの推進や資産運用相談を拡充してきました。

こうした「店舗改革」が進む一方で、従来からの顧客サービスのうち、物理的な店舗でのサービス提供が大前提となっていたのが、今回不正の対象となった貸金庫サービスだったのではないのでしょうか。

貸金庫は銀行の物理的な店舗にある、個人向けの貴重品ロッカーです。その利用手数料は年間数万円が相場のようなので、ある程度の富裕層や預けておく価値のあるものでないと縁のないサービスかもしれません。ロッカーに預けておくだけの価値のあるものを保有していることが前提ですから。

大手銀行のサービス説明を読むと、貸金庫のサービスとは「銀行金庫内に設けられているキャビネットの一部をお客に貸し出し、お客が保有する有価証券や貴金属などの保管に利用頂くサービスで、保管物の出し入れは専用の鍵を用いて行い、営業時間内であればいつでも何度でも出し入れできる」と記載されています。つまり銀行の金庫の一部を、個人ごとの専用キャビネットとして貸し出しているわけですから、物理的な店舗が存在し、相応の規模の金庫が確保されていなければなりません。

(注) 貸金庫 | みずほ銀行 <https://www.mizuhobank.co.jp/tenpoinfo/kinko/index.html>

貸金庫に格納できるものは以下のように記載されています。

「・契約証書、権利書、遺言状その他の重要書類

- ・貴金属、宝石などの貴重品
- ・手形、小切手、公社債券その他の有価証券
- ・預金通帳・証書、印鑑類
- ・上記に準ずると認められるもの

※危険物や破損しやすいもの、変質のおそれのあるものなどは格納できません。また、上記に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります」

つまり自宅に保管しておいて窃盗にあたり、火災や災害に見舞われた場合の被害が大きいのか、紛失しては困る重要書類を預ける想定なのです。貸金庫には様々なタイプがあり、古典的なタイプは、横に職員が立ち会うかたちで、ロッカー型引き出しを開閉して使うタイプのもので、「手動型」と呼ばれています。貸金庫室（共用）への入退室を専用のカードで行い、顧客は室内でロッカーを利用する「半自動型」、個室で利用する「全自動型」、などがあります。サービスの提供方法は銀行により仕組みは様々で、もっとスマートになっている事例もあると思いますが、古典的なタイプは鍵方式で開閉します。

今回の事案では、顧客ごとの貸金庫の予備鍵（スペアキー）がその営業店舗の管理職の管理になっていました。容疑者である管理職はこの予備鍵を悪用して、貸金庫室に出入りし、顧客の貴重品（金塊や現金）を盗取して、競馬や、金融取引（投機性の強い外国為替証拠金取引）での損失の穴埋め、に流用していた、とい

うものでした。マスコミ報道では、金融取引自体も盗んだ金品を補填するためのものだった可能性も示唆されています。

容疑者は2020年4月から発覚した2024年10月まで、練馬支店（統合された旧江古田支店を含む）、玉川支店の2か店勤務中に、現金10億円、金塊7億円相当を盗取し、対象顧客（利用頻度の低い客が狙われました）は60名に及んだとされます。

報道によれば、予備鍵は施錠したキャビネットに保管されていたが、そのキャビネットの鍵も容疑者である管理職に管理を任せていたため、予備鍵は管理者単独で出し入れ可能な状態でした。さらにM銀行の説明資料では「予備鍵は第三者による定期的点検があったものの不正の発見には至りませんでした」（注）との記載がありますが、これも報道によれば、定期点検していた第三者とは子会社によるもの、しかも鍵があるかどうか、の確認のみで、その鍵が使用された形跡がないか、まで点検していなかったようなのです。これでは相互牽制に全くなりません。容疑者は、封入されていた予備鍵を形跡が残らないように開封し、元通りに見えるように保管し直していたからです。

（注）元行員の不祥事に関する対応状況等について_2024年12月16日

<https://www.bk.mufg.jp/news/news2025/pdf/news0116.pdf>

金融庁は2024年12月17日に開催した「主要行等との意見交換会」の席上、不祥事件への対応について、の中で、貸金庫の管理態勢につき、「同様の事案が再発しないようあらためての確認」を要請しました。これを受けて全国銀行協会が会員各行に点検項目を示すかたちで点検を求める通達を出したようです（筆者はその内容を未見です）。地方銀行協会・第二地方銀行協会も同様の措置をとったようで、これを受けて「地銀が貸金庫管理の厳格化に動き始めた」旨の追加報道がありました。その内容をみると「営業店管理になっていた予備鍵を本部で一括保管に改める」「封入した予備鍵を開封すると痕跡が残るように改める」「予備鍵管理室に防犯カメラを設置する」などなど、いずれも今回M銀行で発生した事案を抑止できる体制になっていなかったことが明らかになりました。つまり、どの銀行でも同様の事案が起きて不思議はなかったわけです。

おそらくこれまで、貸金庫や予備鍵の管理について、「重要業務」「重要物件」との認識が希薄で、潜在リスクの大きさに思いが至っていなかった、それが銀行業界全体に共通する「課題認識の欠如」の状況だった、ことを示唆しているように強く感じられるのです。この点は、金融庁など監督当局も、こうした事案が発生して初めて警鐘を鳴らしているように見える点で同根だといえるでしょう。貸金庫のサービスは古くからありましたし、かつての金融検査では銀行店舗に予告なしに立入り、事務処理の検証を行っていたわけですから、貸金庫も検査の対象になっていたと考えて不思議はありません。金融検査の結果を踏まえ、その後もこうした店舗業務における事務リスクを含めて、銀行に対する監督指針を示していたのです。

銀行店舗を自宅以外に重要物件を預けられる堅牢な金庫として利用できる、というサービスの考え方は、ある意味で伝統的な銀行業務、ビジネスモデルの延長にありました。コストや収益重視を進め、店舗政策を見直す中で、旧来の業務モデルにおける潜在リスクへの目配り、つまりこうした伝統的なサービスについての潜在

リスクをどう統制するか、深く考え見直す契機がないまま今日に至ったと考えられます。また、預金などと違って、ある意味で貸金庫の中身は顧客しか知らない建前になっているので、銀行の帳簿に載らない「オフバランス」の預かり物件です。貸金庫に現金を入れてよいのか、というグレーゾーンについて、明確にしていく方向になることも予想されます。

M 銀行を含む大手銀行は今回の事案を契機（あるいは口実）に、早速、貸金庫サービスからの撤退を含め検討し始めたかに窺われます。その方が店舗政策の面でも、事務管理面でも手数を省けるので、コスト重視の考え方に沿うからでしょう。地域金融機関も含め、物理的な店舗の堅牢性に依拠した従来からの伝統的サービスの持続性を、顧客との関係でどう位置付けていくか、リスクに見合う収益性やリレーションシップなどのバランスを考えていくか、再考を迫っていく予感がします。

いずれにしても、内部統制システムのなかで、なかなか焦点が当たりにくい、伝統的なサービスの潜在リスクについて、思いを致すことの大切さを、今回の事案は物語っていると思います。さらにいえば、銀行業界に止まらず、それ以外の事業者、とくに公益性の高いサービスを提供する組織にとっても、他山の石とすべき教訓を含んでいるのではないのでしょうか。

冒頭に言及した、証券取引所におけるインサイダー情報の漏えい事案も、取引の公正性を保つ使命に対する信頼を損なった、という点で致命的でした。少し目を変えて、例えば重要インフラの一つである鉄道事業者も、事業の多角化による収益拡大に熱心な一方で、安全運行の基盤となる電車のワンマン運転の拡充、駅での安全確保の人員の削減など、本業部分でのスリム化は、事業の本旨に照らして潜在リスクへの十分な配慮が必要な分野だと感じています。2024 年初の羽田空港での衝突事故時の乗客誘導などは、平素からの乗務員訓練の賜物だと評価されましたが、公共的使命を担う事業者にあつて、まさにこうした問題意識に沿った、基本的な対処ができる体制維持の重要性を示唆するものだったともいえるでしょう。

収益性重視、効率化優先のあまり、自社、自事業所の本来業務における、潜在リスクに対する備えを怠らないこと、こうした統制が効いているか、監査業務に従事する立場として、第三者の目で常に検証を怠らないことにぜひ十分な配慮を心がけたいと考えます。



【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門(3)

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1. 埼玉県八潮市の道路陥没事故**[1] 事故の概略**

1月28日、埼玉県八潮市中央1丁目の交差点において、突然道路が陥没し、トラックが転落した。トラック運転手の方は、現在(2月9日)でも安否不明である(→文献[1])。これを受けて、政府は、全国の下水道管理者に対して、直径2メートル以上で大規模な処理場に接続する下水道管を対象に、腐食などによる破損がないか緊急点検を実施するよう要請したと発表した。緊急点検は同様の管路を管理する埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、奈良の7都府県13か所が対象となった(→文献[2])。

[2] 再発防止策と危機管理

ネット民の投稿を見ていると、既に現場では多数のクラックが発生していたとの情報もある(→文献[3])。従って、再発防止策として、国土交通省は直ちに危険個所の情報を集めるサイトを開設するべきである。

[3] マイクロ波を活用した陥没予防調査自動車

こうした事故を防止するための決定打として、地下の様子をマイクロ波を用いて走査することで可視化できる自動車が存在する。例えば、この会社である(→文献[4-6])。予防はシステム監査にも通じるところがあり、我々システム監査人もトラブル発生を未然に防ぐことが重要である。

[4] 上下水道の更新、及び、下水道の分流化の推進の必要性

今回の事故の報道で、「雨水管」・「污水管」という用語が登場するようになった。実は下水道には二種類の方式がある。

- ・分流式……污水(※1)と雨水(※2)が別個の下水管となっている方式。東京では多摩川の流域が多い。
- ・合流式……污水と雨水が共同の下水管となっている方式(※3)

※1.生活排水や医療機関の排水や工場排水。有毒物質や病原菌を含むため、下水処理場での処理を行った後に河川または海洋に放流する。

※2.下水処理場を経由することなく、河川または海洋に放流する。大雨の後には下水処理場のキャパシティが逼迫しない。

※3.全て下水処理場での処理を行った後に河川または海洋に放流する。従って、大雨の後には下水処理場のキャパシティが逼迫することとなる。キャパシティが超過した場合は、「緊急放流」と称して、直接河川や海洋に放流することになる。また、内水氾濫等が発生した場合、感染症が発生するなど、重大な衛生上の問題が発生する。

★今後、下水道の更新が進むと考えられるが、合わせて「分流化」も促進するべきである。国土交通省の「社会资本整備特別交付金」は昨年度で終了したが、改めて5年間延長されたので、これを充当することも考えられる。2024年4月より、上水道が厚生労働省から国土交通省に移管されたことも、追い風となる。

§2. 研究開発費の一律費用処理の是正とその進捗

筆者は2006年以来、「研究開発費の一律費用処理」(2006年8月11日のASBJの「実務対応報告第19号」)が我が国の衰退の元凶の1つであると指摘してきたが、昨年8月にASBJは繰延資産に関する会計基準の再策定を発表

した(→文献[7,8,15])。この件について、2024年7月30日の企業会計基準諮問会議の議事録から引用する。

・実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正

第48回企業会計基準諮問会議(2023年7月3日開催)で提案された「**実務対応報告第19号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』の改正**」に関し、事務局から、主要関係者に対する意見聴取及び追加の分析を踏まえて、企業会計基準委員会(ASBJ)の新規テーマとして提言する事務局の分析について説明がなされた。また、実務対応報告第19号で取り扱われている繰延資産項目についてASBJで開発のテーマとする時期等についてはASBJの判断に委ねることを付言することが提案された。

また、この改正のためには、「財務諸表等規則」(金融庁所管の内閣府令)及び「会社計算規則」(法務省令)の改正が必要であるが、この件については作業が進行中であることを、2月7日に知人の与党の某参議院議員(大蔵省出身)

§3. 大学入試「共通テスト」と中央教育審議会の新たな答申

[1] 全般事項

1月18日・19日には、「共通テスト」が実施された。「共通一次」から「センター試験」を経て「共通テスト」に衣替えして5年目であるが、全般的に見てかなり難化した。また、今年の高3の新カリキュラムから、英語の必須単語数が750→1800~2200と激増しているほか、Readingの7,8が複雑化するなど、予想通りの難化であった。

また、古文及び漢文は、問題文が2つになり、古文は源氏物語から2段、漢文は問題文が長くなるだけでなく、「論語」と、江戸時代に日本で書かれた「論語」の解説書から各1件取り上げている。今回から「古典」は「言語文化」と名称が変わり、時代による日本語の変遷も問われるようになった。従来ならば、平安時代から室町時代が出題範囲であったのに対し、奈良時代も、戦国時代~江戸時代も出題範囲となった。漢文の第2文は江戸時代の国学者によるものである。

今回は出題されなかったが、奈良時代の助動詞「ゆ」・「らゆ」(受動/自発/可能)なども出題範囲となった。従来はこれらの助動詞は「聞こゆ」(聞こえる)、「見ゆ」(見える)などの特定の単語(平安時代からみれば古語)しか出題されなかったが、今後は少なからず出題されることになる(→文献[11-14])。

[2] 新科目「情報Ⅰ」

今回から「情報Ⅰ」が出題され、大半の国公立大学において受験が必須である。これは大変望ましいことである。ただ、プログラミング言語としてはPythonが前提となっているが、実用を考えると、「基本情報処理試験」に倣って、JavaまたはC#の選択も可能とするべきであろう。

我が国の競争力を考えると、**私立文系における数学Ⅰ・Ⅱ・A・B・Cの義務化**が必要であり、**昨今の社会情勢を考えると、私立でも「情報Ⅰ」も義務化するべき**である。これは「古文・漢文」を削ってでも実施するべきである。また、非常に恐ろしいことであるが、現在、**一部の地方国立大学の医学部・薬学部においてAO入試が存在する。これは直ちに禁止**するべきである。また、**なんと一部の帝大において数学の入試を実施しない文系学部まで存在するが、直ちに是正するべき**である(→文献[11-14])。

[3] 中央教育審議会の新たな答申

少子化のおり、受験科目増加を言うと、「それでは学生が集まらない」という意見もある。これに関して、**中央教育審議会は「大学数の縮小も含めた規模の適正化」を答申**した。大学教育に多額の税金が投入されている以上、社会還元が必要であり、大学卒業生の質の保証は最低限必要であると考えられる(→文献[9-14])。

§4. 「103万円の壁」問題及び消費税関連

[1] 「103万円の壁」

現在、国会ではいわゆる「103万円の壁」問題を巡り、与野党の折衝のピークである。これについては、2025年度に関しては、「145万円～150万円」で決着が見込まれるとの報道もある。

★財源として、現在、20.3%の分離課税である「金融所得課税」の25%または30%への引き上げも議論されている。NISAが恒久化したので、この議論は格差是正と所得再分配の観点では一定の合理性がある。しかし、「総合課税との選択制」は重大な問題を含んでいる。総合課税が選択できる場合、株式等の投資で株価が下落した場合、損益通算により所得税が減額されるからである。このように、税の制度設計は慎重に行う必要があることを、政治家や評論家は、肝に銘じる必要がある(→文献[17])。

[2] 消費税が課されないケース【システム監査の専門家の出番】

現在、消費税が課税されないケースには、「不課税」と「非課税」と「免税」が存在する(→文献[15])。

	課税	不課税	非課税	免税
事業者	○(法第5条) 〔本則課税/ 簡易課税〕	×	×	○(法第9条) 〔課税売上1000 円以下〕
取引及び 物品・役務	○(法第4条)	○(法第4条)	○(法第6条) 〔対象となる物品・役 務を別表で規定〕	○(法第7条) 〔輸出〕

※法:消費税法

これらの区別を理解できていない「会計コンサルタント」は実に多い。その結果、システム設定における誤謬や要件漏れが発生している。

[3] 輸出免税及び「新リース会計基準」対応について【システム監査の専門家の出番】

先月も指摘したように、2026年11月1日から**免税制度は、(世界標準の)出国時の税関での「リファンド方式」に変更**される。即ち、外国人観光客も一旦消費税相当額を支払い、出国時に税関でレシートを提示して返金してもらうことになる。前回、筆者は「周知期間が22か月も設けられているのは、税関のシステム開発に要する時間、及び、量販店等の販売管理システムの改修に要する時間を考慮してのことである。」と記載したが、実は、22か月しかない。しかも、**リスクの高い年度途中の変更**である。影響の出る業界では直ちに準備が必要である(→文献[15,16])。

[4] 消費税の軽減税率の拡充について

前回は紹介したように、一部の国会議員が「食料品税率ゼロ」を目指す勉強会を立ち上げた(→[18])。財務省の試算によると、食料品の消費税を引き下げるとの税収のインパクトは次のとおりである(ただし、これは減税による経済効果による所得税・法人税・消費税等税収の増加を考慮していない数値である)。

- ・8%→5%の場合 ……国税分≒1兆5000円, 地方税分≒4200億円
- ・8%→0%の場合 ……国税分≒4兆円, 地方税分≒1兆1300億円

報道によると、いわゆる「103万円の壁」が「145万円～150万円」で決着の方向である。よって、**現時点では8%→5%が現実的**であると思われる。しかも、食料品などに**消費税の軽減税率の拡充は、中間層だけでなく、生活保護世帯や住民税非課税世帯にも大きな恩恵がある**。

※なお、新聞を8%に抑えたことによる影響は(国税分で)30億円である。当初は書籍も8%に抑える予定であつ

たが、その場合のインパクトは 200 億円であった。

§5.外国語教育の重要性

先月号でも取り上げたが、昨年末、S 予備校の京都南校前で兵庫県の超有名私立大学理系において、第二外国語が全く無いことを聞いて、筆者は腰を抜かした。**特に第二外国語については、東西格差が顕著**である。近年、首都圏に比べて、近畿圏の私立大学の偏差値の低下が危惧されているが、このような事情も背景にあるのではないかとと思われる(→文献[10,19,20])。前述の「公募推薦」と称する年内学力検査の実施の背景でもあるとの指摘がある。

また、近年、西日本を中心に「英語教育の徹底のため、第二外国語を敢えて排除する」という、奇妙な考え方もあるようである。しかし、英語の理解の深みを考えると、実は逆のように思われる(→文献[11-14])。

★ここで、受験生が苦戦しがちな「話法の助動詞」(can,may)などについての比較表を掲げることにする。英語に隣接した欧州言語(ドイツ語、フランス語など)を習得することで、英語の理解が深まることがお分かり頂けると思われる。

「話法の助動詞」			
ドイツ語 助動詞	英語		
	助動詞	代用表現	
dürfen	dare		
können	can	be able to	
mögen	may	be qualified to	
müssen	must	have to	ought to
wollen	will	be going to	
sollen	shall	be due to	
brauchen	need		

表 5.1.話法の助動詞と迂言形

★これは、英語とドイツ語の比較であるが、他の言語と比較すると次のようになる。

※太枠内は再読文字。「須/必」は否定文では再読文字にならないことに注意。

	漢文			現代中国語	英語		ドイツ語
	肯定	否定	備考				
可	(動詞の終止形) + べし	(動詞の終止形) + べからず	許可。古文の「べし」は義務/禁止	可以	may	dürfen	
能	よく ~ (動詞の終止形) (※1)	(動詞の終止形) + (こと)あはらず	(能力的に)可能。	会/能	can (俗語)	vermögen + zu不定詞	
須/必	すべからず~(動詞の終止形) + べし	(動詞の名詞化) + するをもちひず	否定は「不必要」	必須(※2)	need(※3) have to do(否定は「不必要」)	brauchen + zu不定詞 müssen(否定は「不必要」)	
当/応	まさに~(動詞の終止形) + べし	まさに~(動詞の終止形) + べからず	否定は「禁止」	應該	must(否定は「禁止」)		
宣	よろしく~(動詞の終止形) + べし	よろしく~(動詞の終止形) + べからず	否定は「禁止」	要	should shall	sollen	
欲	(動詞の名詞化) + するをほっす	(動詞の名詞化) + するをほっさず		想	will want to do	wollen mögen möchte(婉曲) wünschen + zu不定詞	
得(う)	(動詞の連体形) + せう	(動詞の連体形) + せえず					
肯	あへて~(動詞)	あへて~(動詞)の否定	古文では「がへんず」	肯			
敢	あへて~(動詞)	あへて~(動詞)の否定		敢	dare(※3)	wagen + zu不定詞	

※1. 文法的に疑問も指摘されることがあるが、江戸時代以降の慣習が定着した。 ※2. 否定は「不必」「不用」 ※3. 助動詞は疑問文・否定文のみ。肯定文は一般動詞でto doを伴う。

漢文	フランス語	ラテン語	ギリシャ語	ロシア語		
				完了相の助動詞	継続相の助動詞	動詞/助動詞以外の表現
可	pouvoir	possum + 不定詞	δύναμαι + 不定詞	смочь + 不定詞	мочь + 不定詞	можно(非人称) + 不定詞(※2)
能	pouvoir	scire + 不定詞	γινώσκω + 不定詞	суметь + 不定詞	уметь + 不定詞	
	savoir		οἶδα + 不定詞			
須/必	falloir (※1)	egere + 不定詞	χοῖζω + 不定詞		нуждаться + 不定詞	нужно(非人称) + 不定詞
			δέω + 不定詞			
当/応	devoir	habere + 不定詞(※2)	οφείλω + 不定詞			должен/-но/-на/-ны + 不定詞
宣		essem + 不定詞	ἔχω + 不定詞			
		débère + 不定詞	προοφείλω + 不定詞			
欲	vouloir	völö + 不定詞	βούλομαι + 不定詞 ἔθελω + 不定詞	захотеть + 不定詞	хотеть + 不定詞	
敢	oser	audere + 不定詞	τολμάω + 不定詞	посметь + 不定詞	сметь + 不定詞	
				отважиться + 不定詞	отваживаться + 不定詞	
				осмелиться + 不定詞	осмеливаться + 不定詞	

※1.ラテン語・ギリシャ語と同様に非人称表現
 ※2.許可の否定(禁止)は、нельзя(非人称)+不定詞
 может быть(たぶん)は英語maybeに相当

表 5.2. 語法の助動詞の多言語比較

※1. フランス語の「falloir + 不定詞」については、ラテン語・ギリシャ語と同様に非人称構文を用いる。世間一般の人(=非人称主語 on)に対する義務ならば「il faut + 不定詞」、特定の人に対する義務ならば「il + 与格 + faut + 不定詞」(例: il lui faut lire le livre. - 彼はその本を読まねばならない)のように用いる。「falloir + 不定詞」の否定は<禁止>である。

※2. ドイツ語の mögen は現在では「～をしたい」の意味に用いられる。特に、その接続法第Ⅱ式の möchte は英語の would like to～、フランス語の条件法現在 voudrais に相当する婉曲的表現として用いられる。なお、vermögen は können に近いが「権力による可能」、können は「技術による可能」のニュアンスが有る。なお、現代では「許可」の意味では dürfen(否定は<禁止>)を、英語の dare 「敢えて～する」に相当する意味では dürfen ではなく wagen を用いる。

※3. 英語の must、フランス語の devoir の否定形は<禁止>であるが、ドイツ語の müssen の否定形は<不必要>である。 <不必要>を表す場合、ドイツ語ならば müssen + nicht とするほか「brauchen + nicht + zu 不定詞」を用いるが、英語なら「need not 構文」(例: You need not do so)、フランス語なら「avoir besoin de 不定詞」の否定形(例: Tu n'as pas besoin de faire donc)などの迂言形を用いる。また、現代中国語の「不要」は日本語と異なり「禁止」であり、要注意である。日本語の<不必要>を表す場合「不必」または「不用」を用いる。(★このことは、中国人と仕事をする場合にトラブルの原因となりやすいので、特に要注意である。) 漢文の「当/応」(まさに～べし)は、日本語の古文の「べし」と同様に、「～に違いない」という推量の意味もある。

★EU では、全員に外国語を 2 言語以上習得することを推奨しており、ドイツでは高校卒業までに外国語は 3 言語マスターしなければならない。ドイツで初等・中等教育は 13 年であり、就学年齢は満 5 歳である。5 年生(日本の小 4 相当)から第 1 外国語、7 年生(日本の小 6 相当)から第 2 外国語、9 年生(日本の中 2 相当)から

第 3 外国語を学ぶ。また、ギムナジウムの最後の 2 年間は日本の大学の教養部及び戦前の旧制高校のレベルであり、当然、物理は微積物理である。(京都・奈良以外の) 関西地区では微積物理を否定する風潮が蔓延しているが、物理に関する東西の学力格差もかなり深刻なようである(→文献[19-23])。京都の某有名予備校が一気に転落したのも「反微積物理」の急先鋒であったことが災いしたと言われている。

英語の Mathematics(数学)は Natural Sciences(自然諸科学)ではないが、ドイツ語の Mathematik(数学)は Naturwissenschaften(自然諸科学)である。理系にとって、ドイツ語の文献を読めないことは、極めて重要な知識を失うことを意味するのである。大学教育においては英・仏・独を必修化し、大学受験で外国語 2 科目と数学 1A2BC の義務化は不可欠である。また、理系の学部の理科 2 科目と論述国語の義務化も必要である。

高校の「理数探究Ⅱ」のウラの文系の時間に第 2 外国語を義務化するならば、2026 年に実施可能である。

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用、システム導入上の制約、及び、医学的所見については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、行政書士、医師・薬剤師、IFRS コンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

- [1] 【独自映像】埼玉・八潮市「道路陥没の瞬間」交差点に“穴”が突然…予想だにしない出来事に提供者は「怖いです」と繰り返す | TBS NEWS DIG <https://www.youtube.com/watch?v=yyPhssDAvTg>
- [2] 下水管、全国に緊急点検要請 埼玉の道路陥没受け(時事) <https://www.jiji.com/jc/article?k=2025012900991>
- [3] 埼玉陥没事故クラック多数 <https://www.facebook.com/reel/1144597617324573>
- [4] 陥没予防調査 ジオ・サーチ <https://www.geosearch.co.jp/service/01.php>
- [5] スケルカ陥没予防調査 <https://www.youtube.com/watch?v=c0s3mq4zeV0>
- [6] ジオ・サーチ 2022 Visualizing the Underground https://www.youtube.com/watch?v=_RJkIE0w2T8
- [7] 繰延資産に係る会計上の取扱い(ASBJ) https://www.asb-j.jp/jp/project/project_list/pj-20240820_04.html
- [8] 第 51 回 企業会計基準諮問会議議事概要(2024/07/30) https://www.fasf-j.jp/jp/standards_advisory/standards_advisory/y2024/2024-0724.html?_gl=1*1dlxeb9*_ga*NjU1MjY1NTguMTczOTEyNDE1Ng..*_ga_ECHJCKT6XC*MTczOTEyNDE1NS4xLjEuMTczOTEyNDY1MS4wLjAuMA..
- [9] 「大学を縮小しながら教育の質向上と機会均等」…中教審の合同部会、質保てない大学「撤退を」 <https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20250128-OYT1T50139/>
- [10] 東洋大などの年内学力入試が波紋。少子化でルールが形骸化した先にある闇 https://www.youtube.com/watch?v=6g0x2jB_-Y0
- [11] 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考」(最新版 2024/11/25)
- [12] 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅱ)」(最新版 2024/11/11)
- [13] 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)」(最新版 2024/12/30)
- [14] 「軽減税率」田淵隆明が語る、「国際取引における連結上の照合・相殺消去」再考(最新版 2025/02/10)
- [15] 「田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋": ~消費税導入以来の制度上の盲点~ ~国民の大半の理解を得られる処方箋は何か?」(最新版: 2024/10/14)
- [16] 2025 年度税制改正大綱が閣議決定、免税制度は「リファンド方式」へ、2026 年 11 月 1 日から特殊包装や上限額を廃止 <https://www.travelvoice.jp/20241227-156968>
- [17] 主要国における株式譲渡益課税の概要(国税庁) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/kabu04.pdf
- [18] 江田氏ら立民消費減税派が勉強会 食料品税率ゼロ、公約化目指す <https://news.yahoo.co.jp/articles/80a84a2aaee4a30ed43e77d3f781470f38594a73>
- [19] <https://www.youtube.com/watch?v=vDkX3B5jVWE>
- [20] <https://www.youtube.com/watch?v=EOIVTeFV0h0>
- [21] 「新・物理入門〈増補改訂版〉」(駿台受験シリーズ)
- [22] 「必修物理(上)(下)」(駿台受験叢書)
- [23] 「新・理系の化学(上)(下)〈五訂版〉」(駿台受験シリーズ)

<目次>

【 エッセイ 】 仏法僧 ～IT 業界人のための寺院巡礼ガイド（後編）～

会員番号 0707 神尾博

1. 往生要集

IT 業界人が寺院に出向いた際の楽しみ方や学びへのヒントとして、前編では仏教の体系や仏閣を構成するアイテムを中心に話題を紹介してきた。後編では、システム管理や運用者との対比について考えるところを述べたい。さて、システムの安定稼働には信頼性の高い機器やソフトウェアもさることながら、適切な設定や操作、そしてメンテナンスのマニュアルが重要になる。一方、平安時代中期に源信が記した往生要集には、死後に極楽浄土へ向かうための手順が解説されている。

この時代に創建された平等院鳳凰堂の内部の仏像や絵画は、極楽浄土の風景を再現したものであった。また奈良県葛城市の当麻寺では、扮装した人たちが中将姫の来迎のシーンを演じる練供養が行われるようになった。こうした視覚化は、古今東西を問わずイメージを通じて対象の理解を深めるのに有効である。現代でも作業手順を動画で手引きするケースが拡大しており、システム監査人においては監査の際に文書以外のエビデンスの確認も求められる。

**2. 同行二人**

業務遂行上でのリサーチの代行や的確なアドバイスが主な役割である生成 AI は、良き上司であり相棒でもある。また PC のデスクトップ上での操作を忠実に繰り返しやってくれる RPA (Robotic Process Automation) は、デジタルレイバーと呼ばれるように疲弊しない同僚や部下のようなものだ。

四国八十八ヶ所巡りのお遍路さんの装束といえば、菅笠や白衣（びやくえ）等を想像される方も多いだろうが、ここで採り上げたいのは金剛杖である。この杖は肉体的な負担軽減だけではなく、常に心の中の弘法大師と一緒に歩いているという、精神的拠り所の象徴とされている。

生成 AI は表記様式や制約の適切な指定をしないと、意図する回答を引き出せないことが多い。一方の RPA も、ローコードとはいえ操作手順を再現した正確なフローの記述が必要であり、ループ回数や条件分岐を間違えると、予期せぬ結果を返したり途中で停止したりする。いくら大師がいつも傍にいたとはいえ、遍路道を見誤ったり、ペース配分に失敗したりすると万が一ということもある。もう一人の同行者ともいえるスマホの GPS や歩数計で、これらを把握しながらゴールを目指すことをお勧めしたい。

3. 秘仏

前編の御前立の項でも触れたが、普段は公開されないが、特定期間のみ御開帳される秘仏という仏像が存在する。この秘仏もインターバルが長い場合は、盗難にあっていたり床が抜けて落下していたりといった例もあったそうなので、点検は欠かせない。データセンター等の IT 設備においては、Zabbix や JP1 等の専用のツールを用いたリアルタイムの監視がメインではあるが、物理的な不備の有無については目視確認となる。ケーブルの圧迫による断線やコネクタのゆるみ等が該当する。最近ではランサムウェア対策として、ネット

ワークから切り離れたバックアップ媒体も確保しておくことが推奨されている。施錠された耐火金庫等に収納したりするが、知らぬうちに消失していたなどといったことが無きよう、アセット管理も遺漏なきよう用心したい。

4.不滅の法灯



平安時代に最澄が開山した、天台宗の総本山である比叡山延暦寺。根本中堂では1200年以上に渡り灯明が一瞬も絶えることなく輝き続けており、「不滅の法灯」と呼ばれている。もちろん自動ではなく、僧侶が毎日の朝夕に菜種油を注いでいる。実は織田信長の焼き討ちの際にはお堂ごと灰燼に帰したのだが、以前に分灯していた山形県の立石寺のものから復元したという。

高度な信頼性が必要なITシステムにおいては、365日24時間のノンストップを実現するためにフォールトトレラントシステムが構築されている。電源を含む一部の機器やソフトウェアに不具合が発生しても、稼働が継続されるような設計・実装で実現する。最新IT技術では人間系を極力排することが金科玉条だが、予期せぬ変事の場合には臨機応変な対応が迫られる場合もある。それに対応できるよう適切な人材の配置や継続的訓練の必要性も、不滅の法灯から学んでおきたい。

5.身代わり地蔵

前編で採り上げたプロキシやロードバランサの役割は、各種サーバへの負荷の分配が中心であるが、IPS (Intrusion Prevention System) やファイヤウォールは、外部からの脅威を遮断する。COVID19蔓延下でのテレワークの普及等で、境界防御はゼロトラストに取って代わられた印象もある。しかしながら、その後の会社復帰やハイブリッドワークへの転換等で、まだまだ健在である。

身代わり地蔵は文字通り、人々の様々な疾病や苦難の代受苦を引き受ける。たとえば信者の失明しそうになった目が治癒した際に、地蔵菩薩像の右目が腫れていたという伝承もある。こちらは信心の継続が肝要であろうが、セキュリティ機器では設定ミスやシグネチャの更新漏れの防止等がカギとなる。

6.鳴き龍

龍は仏教の守護獣とされ、思想そのもののセキュリティを担っている。したがって寺院では襖や屏風等に龍が描かれている事も多い。また水を司る神として、防火を願って天井画に採用されているケースも見かける。天井画の龍の中には「鳴き龍」というものがあり、京都市の相国寺や妙心寺等が有名だ。両手を叩くと反響が返ってくるのを龍の鳴き声に例えたもので、フラッターエコーと呼ばれる音響現象である。



サーバやネットワーク機器を収容するデータセンターでは、火災や地震、停電等の対策はもとより、空調による温度、湿度、粉塵除去等の稼働環境の安定が必須である。また外部からの建屋や室内への不正侵入の防止といった物理的セキュリティ要件も欠かせない。いっそのこと縁起担ぎに、龍の絵画でも室内の壁や天井に貼っておこうかといった、脱線した考えは止した方がよい。火災リスクの増大となるような紙類はデータセンターには御法度で、機器にポストイットを貼り付けるのさえ禁則と心得たい。

7.仁王

寺院への入り口である山門等の両脇で、仁王像は外敵の侵入を防御する役割を担っている。誰もが知る東大寺南大門の金剛力士像を挙げておこう。向かって左側が口を開けた阿形（あぎょう）であり、右側が口を閉じた吽形（うんぎょう）である。阿は宇宙の始まり、吽は宇宙の終わりを意味するという。宇宙物理学によると、宇宙の起源であるビッグバンは 138 億年前に発生したというのが定説だ。また仏教においては天上界の一昼夜は人間界では 400 年に相当するとされているが、我々人類社会の営みのサイクルははるかに短い。

IT システムにおいては PC に目を向けると、ライフサイクルはキーボードや HDD 等のハードウェアの故障もさることながら、むしろ OS に左右される度合いが大きい。御存じだろうが、Windows10 のサポート終了が 2025 年 10 月に迫っている。諸氏におかれては対応がお済みだろうか？セキュリティパッチが提供されなくなり、したがって脆弱性は未来永劫解消されない。いくらアンチウイルスソフト等を導入していても、マルウェア等の脅威に対して仁王像のような万全のガードは期待できないことをお忘れなく！

8.羅漢

釈迦の弟子になって修行を積み、至上の悟りの境地に至り最高位を得た羅漢。彼らは釈迦の教えを献身的に衆生に伝えたエバンジェリストでもある。寺院では十六羅漢や五百羅漢といった集団での石像を見かけることも多い。江戸時代の絵師である伊藤若冲がデザインした、京都市の石峰寺の五百羅漢の石仏が広く知られている。

1990 年代後半の、インターネットの急拡大に伴うビジネス PC の普及期には、奇妙なパソコンおたくが、職場でのシスアド的な存在として下支えする場面をよく見かけ、筆者も今でいう“昭和な”管理職はあまり役に立たなかったように記憶している。現在でも生成 AI や RPA といった新技術の職場での立ち上げや、OS のサポート切れ時のアップグレードや PC 入れ替えも、そうした日頃から自己啓発しサービス精神を持つメンバーがキーパーソンであることに変わりはないようだ。

9.広目天



トリを飾るのは、もちろんシステム監査人である。仏教の守護神である四天王の一角を担う広目天は、西方の護りを担当する。「広目」の名の通りの千里眼を駆使し、見分したものを正確に筆で巻物へ記載する。知見の威光のみで屈服させるのではなく、根拠となる事実関係を余すところなく記録しておくという誠実さが表れている。

システム監査も「原理」「原則」といった理想論の押し付けのみでは、相手を説得できない。また「現場」「現物」「現実」のみを是認に留まらず徹底的に肯定し、他者のグッドプラクティスを拒絶するような相手の主張を受け入れてもならない。両者の適正なバランスを鑑みた「5 ゲン主義」を心に留めておきたい。もし諸氏がこの広目天の像や絵画を目にすることがあれば、システム監査人としてのリスペクトを込めて礼拝しておこうではないか。

（このエッセイは、記事提供者の個人的な意見表明であり、SAAJ の公式見解ではありません。画像は Wiki より著作権保護期間満了後のものを引用しています。）

<目次>

第 294 回月例研究会：講演録**テーマ：「AI のリスクと機会に対処する AI ガバナンス・マネジメントの国際標準化」**

会員番号 2581 齊藤茂雄（副会長）

【講師】 日本大学商学部非常勤講師，ISO/IEC 情報技術標準化委員**小倉博行（おぐら ひろゆき）氏****【日時・場所】 2025 年 1 月 20 日（月）18：30～20：30、オンライン（Zoom ウェビナー）****【テーマ】 「AI のリスクと機会に対処する AI ガバナンス・マネジメントの国際標準化」****【要旨】**

AI のリスクについては、AI の適切な開発・提供・利用に向けたルール作りが国内外で加速している。今後 AI 適用事業を円滑に推進していくためには、AI ガバナンス・マネジメントの仕組み構築が必須である。その技術的拠り所となる国際標準化については、AI ガバナンスの国際規格 ISO/IEC38507 や AI マネジメントの国際規格 ISO/IEC42001 などが発行されている。

本講演では、国際標準規格を活用して AI のリスクと機会（事業上のリスク・チャンス含む）に対処する AI ガバナンス・マネジメント実務標準の提案を行う。

【講演内容】**1. はじめに**

ご講演の前段として、以下の動向解説があった。

- ・ 内閣府 AI 戦略会議 AI 制度研究会中間とりまとめ（案）
AI のリストと法令等の対応方向性の整理内容
- ・ 生成 AI の登場：基本的人権から人類安全リスクへのシフト
EU AI 法発効 2024、総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン（第 1.01 版）」公表（2024 年 11 月）など国内外のルール
- ・ EU AI 法：
AI 技術の開発と利用に関する包括的な規制として注目されている。今後 2030 年までに段階的に施行される。AI システムの開発・提供・流通に関わるすべての事業者が対象となる
- ・ AI の国際標準の現状：
ISO/IEC における AI 関連の国際規格の概要について

2. EU AI 法「高リスク AI システム」の必須要求事項

EU AI 法の「高リスク」表現の条項の解説。

- ・ 第 3 条：定義
「AI システム」、「リスク」、「提供者」、「展開者」などをきちんと定義している

- ・ 第 12 条 : 記録の保持
イベント(ログ)の自動記録が可能でなければならない
- ・ 第 14 条 : 人間によるオーバーサイト
使用期間中に自然人が効果的にオーバーサイトできるような方法で設計及び開発が行なわなければならない。健康、安全又は基本的権利(health, safety or fundamental rights)に対するリスクを防止又は最小限に抑えることが狙い
- ・ 第 16 条 : 高リスク AI システムの提供者の義務
提供者(providers)の各種義務を規定
- ・ 第 25 条 : AI バリューチェーンに沿った責任
販売業者、輸入業者、展開者(deployers)、又はその他の第三者の責任を規定
- ・ 第 26 条 : 高リスク AI システムの展開者の義務
展開者の義務の既定
- ・ 第 27 条 : 高リスク AI システムの基本的権利へのインパクトアセスメント
展開者は、当該システムの使用によって生じる可能性のある基本的権利へのインパクトアセスメントを行う必要がある

3. AI ガバナンス関連の国際標準化動向

- ・ AI ガバナンスの国際規格 ISO/IEC38507:2022 (JIS Q 38507:予定)
この規格は組織の経営陣のメンバーが AI の利活用を有効にし、ガバナンスを効かせるためのガイダンス。「AI 利活用のための方針(policy)」表明、経営陣による「オーバーサイト(oversight)」「モニタリング) の実施を要求
- ・ AI システムの定義～何をガバナンスするのか？
AI システムの定義の解説、台頭してきた生成 AI について見直し定義が追加される見通し
- ・ AI ガバナンス国際規格に関連する用語の解説
スチュワードシップ (stewardship)、ステークホルダー(stakeholder)と利害関係者(interestedparty)との関係及び違い、オーバーサイト (oversight) など
- ・ AI 関連の国際規格の JIS 化
 - ISO/IEC 22989:2022 「AI の用語と概念」⇒JIS 公開 (IIS X 22989:2023)
 - ISO/IEC 38507:2022 「AI のガバナンス」⇒JIS 予定
 - ISO/IEC 42001 : 2023 「AI のマネジメントシステム」⇒JIS 予定
 - ISO/IEC TS 5723 : 2022 「トラストワージネスの語彙」⇒JIS 予定

4. AI ガバナンス・マネジメントの国際規格と EU 整合規格との関係

- ・ AI マネジメントシステム国際規格(AIMS) (JIS Q 42001:予定)
 - 経営レベルの AI についてのマネジメントシステム規格として ISO/IEC 42001:2023 がある
 - 本文の基本構成とアプローチは QMS、ISMS など他のマネジメントシステム標準(MSS)と同様

- ・ AIMS に関連する国際規格群～AIMS エコシステム
 - ISO/IEC 38507:2022 (AI のガバナンス)、ISO/IEC 42001 : 2023 (AI のマネジメントシステム)、ISO/IEC 23894:2023(AI リスクマネジメント)、ISO/IEC DIS42005(AI システムのインパクトアセスメント：開発中)、ISO/IEC DIS 42006(監査・認証機関の要件：開発中)の各規格の関連の解説
- ・ AIMS のマネジメントサイクルモデルと AI のガバナンス・コントロール標準との関係の解説
- ・ EU 整合規格 (HARMONISED STANDARDS) 案における提供者と展開者の役割～AI システムのプロジェクトガバナンス
 - AI システムにおけるプロジェクトのライフサイクルモデルに着目して、経営陣の意思決定 (段階ゲート : Stage Gate)承認が求められる

5. AI のリスクと機会に対処する国際規格に準拠した AI ガバナンス・マネジメント実務標準の提案

システム監査基準、システム管理基準およびこれらガイドラインを、今後生成 AI を踏まえた改訂なども視野に以下規格を整理、解説。

- ・ システム管理基準 (IT ガバナンス編) と ISO 37000・ISO/IEC 38507 との関係
- ・ システム管理基準 (IT マネジメント編) と ISO/IEC 42001 との関係

【所感】

2022 年末に ChatGPT が登場し、生成 AI という分野に注目が集まるきっかけとなり、AI が日常的な用語になっている。生成 AI については個人的にも便利に活用しながら、信ぴょう性に一抹の不安を感じるものがある。また、自動車の自動運転、医療分野における AI の活用、家電への AI の搭載など、利便性を感じながらも、AI に対する不安が消えない。

本講演ではこういったリスクに対する国際的なルール作りの取り組みについて、網羅的に解説いただいた。これらの国際規格は、AI の技術革新がもたらす社会的な課題に対処するための重要なツールであること、規格を導入することで、企業は AI の信頼性を高め、リスクを低減し、社会的な責任を果たすことになることを認識することができた。また、システム監査人として、監査や審査の場面でも重要な内容であり、今後も注視していくテーマであることを痛感した。



<目次>

注目情報 (2025.2~2025.3)**■経産省：サイバーセキュリティに関する周知の協力依頼について****(2025/2/6)**

この度、経済産業省では、中小企業向けサイバーセキュリティの啓発として以下の取組を行うこととしました。

1. 政府広報による情報発信

以下の媒体にて、①中小企業のセキュリティ対策の必要性、②国の支援策であるサイバーセキュリティお助け隊サービスについて、情報発信することとなりました。

○日経ビジネス（2月14日発刊）

○政府広報ラジオ「杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより」

2月16日（日）朝 7:30~7:55 放送 ※TOKYO FM をキー局に全国 38 局ネットで放送（放送時間は放送局により異なる。）

つきましては、可能な範囲で、企業への周知に御協力いただければ幸いです。

※決して、このために雑誌を購入してほしいという意図や、絶対にラジオを聴いてほしいという意図があるものではありません。

飽くまでも任意でのお願いですので、その点、周知に際して誤解のないように配慮いただければ幸いです。

2. サイバーセキュリティリーフレットの周知

経済産業省において、中小企業向けのリーフレットを作成することとしました。

こちらのリーフレットは、2月19日に予定している経産省ホームページのリニューアルに合わせて公開する予定です。

<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>

つきましては、こちらも可能な範囲で、企業への周知に御協力いただければ幸いです。

以上

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第295回	日時	2025年3月6日(木曜日) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	デジタルガバナンス・コード 3.0 による DX 推進の加速
	講師	株式会社 NTT データ経営研究所 主席研究員 エグゼクティブ・コンサルタント （日本システム監査人協会 副会長） 三谷慶一郎（みたに けいいちろう）氏
	講演骨子	「デジタルガバナンス・コード」は、企業価値向上に向けて DX を推進していくために、経営者が実践すべき事柄についてとりまとめたもので、その内容は「DX 認定」や「DX 銘柄」の評価基準に紐づいている。また、2024 年には私も参加させていただいた経済産業省検討会の議論を経てアップデートが行われている。本講演では、更新された「データ活用・データ連携」「デジタル人材の育成・確保」「サイバーセキュリティ対策」等を中心に、それぞれのテーマの背景にある問題意識や、実際に DX を推進する上で留意すべきポイント等を中心に議論したい。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saaj.or.jp/kenkyu/kenkyu/295.html
	定員	定員 400 名 応募締切日：2025年3月5日（水）16:00

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第296回	日時	2025年4月21日(月) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	金融庁「サイバーセキュリティガイドライン」の概要について
	講師	あずさ監査法人 Digital Advisory 事業部長 日本システム監査人協会 副会長 公認システム監査人 山口達也（やまぐち たつや）氏
	講演骨子	2024 年 10 月に金融庁より発表された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」は最新のサイバー脅威や国際基準を取り入れ、より実効的な内容であると評価されると同時に、リスクアプローチにより、各組織がより自社の状況に合わせた検討を行い、優先順位をつけて対応することが求められています。そのため対応項目が多かったり、内容によっては非常に高度な対応が求められる等、単純に適用が難しい側面もあります。こういった特徴も踏まえ、ガイドラインの概要について解説します。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saaj.or.jp/kenkyu/kenkyu/296.html

<目次>

協会からのお知らせ 【 2025 年度春期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】

2025 年度春期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集の〔公告〕が協会のホームページに掲載されています。資格取得を企図されている各位はご参照願います。〔公告〕の概略は下記の通りですが、申請書等の資料のダウンロードなども、ホームページからお願い致します。

[\(春期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集について\)](#)

[補足]

システム監査技術者試験の合格者以外でも、従来から情報セキュリティその他の高度情報処理技術者試験合格者、中小企業診断士、公認会計士、技術士、ITC、CISA、ISMS/プライバシーマーク主任審査員などの各位も、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来ました。2017年からこれに加え、情報処理安全確保支援士、米国公認会計士、内部監査人、QMS主任審査員、公認情報セキュリティ監査人が、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来るようになりました。さらに2023年12月に特別認定制度を改定し、PMI (Project Management Institute) が認定するプロジェクトマネジメントの資格「PMP (Project Management Professional)」を加えました。また、申請前直近6年間のシステム監査実務経験(実務経験みなし期間)が2年以上あれば、公認システム監査人の認定申請が出来ます。[\(募集要項\)](#)

----- 記 -----

2025年2月1日

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会

公認システム監査人認定委員会

2025 年度春期**公認システム監査人及びシステム監査人補の募集について**

〔公告〕

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会(以下、協会という)は、公認システム監査人認定制度(2002年2月25日制定)(以下、制度という)に基づき、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor : CSA)」および「システム監査人補(Associate Systems Auditor : ASA)」を認定するため、2024年度春期公認システム監査人およびシステム監査人補の募集を行います。募集の概要と申請書等の資料の入手方法は、以下のとおりです。

1. 認定資格

公認システム監査人およびシステム監査人補とする。

2. 申請条件

- (1) 認定申請者は、経済産業省が実施するシステム監査技術者(旧情報処理システム監査技術者)試験に合格していること。(制度2(5)特別認定制度に基づく特別認定講習の修了により、上記試験の合格者と同様に扱う者を含む)
- (2) 公認システム監査人の申請者は、申請前直近6年間のシステム監査実務経験(実務経験みなし期間)が2年以上あること。

3. 認定申請

(1) 申請書類（記入方法は、募集要項参照）

公認システム監査人およびシステム監査人補の申請書類は、次表のとおりとする。

申請書類	公認システム監査人	システム監査人補	記事
(1)認定申請書	○	○	様式 1
(2)監査実務経歴書	○	—	様式 2
(3)小論文	○	—	様式 3
(4)宣誓書	○	○	様式 4
(5)資格証明（写）	○	○	
(6)申請手数料振込書（写）	○	○	
(7)面接試験	□	—	別途通知

（注 1） ○印の資料一式を申請書類として提出する。

（注 2） □印については、面接試験を実施する。

備考：公認システム監査人とシステム監査人補を同時申請する場合は、公認システム監査人用の申請書類を提出する。

(2) 面接試験

申請書類審査後、認定委員会が別途指定・通知する日時場所において、面接試験を受ける。

4. 募集期間

2025 年 2 月 1 日（土）～2025 年 3 月 31 日（月）（同日消印まで有効）

5. 認定申請手数料（消費税 10%を含む）

申請手数料	協会会員	非会員
(1) 公認システム監査人認定申請手数料 （注 1）システム監査人補と同時申請する場合も手数料は同じです。	22,000 円	33,000 円
(2) システム監査人補が申請する場合の公認システム監査人認定申請手数料	11,000 円	16,500 円
(3) システム監査人補認定申請手数料	11,000 円	16,500 円

6. 資料の入手方法

（[春期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集について](#)）から

【個人情報の取り扱いについて】 ⇒ 「同意する」 ボタンを押下

(1) 「公認システム監査人、システム監査人補 募集要項」

ダウンロード（PDF 形式）

(2) 申請書等様式一式

- ・ 認定申請書（様式 1）：Word 形式
- ・ 監査実務経歴書（様式 2）：Word 形式
- ・ 小論文（様式 3）：Word 形式
- ・ 宣誓書（様式 4）：Word 形式

(3) 公認システム監査人認定制度のダウンロード

- ・ PDF 形式

(4) 「公認システム監査人制度」創設のお知らせ（2002 年 7 月 1 日）のダウンロード

- ・ PDF 形式

(5) 特別認定講習に関する情報

（・特別認定講習機関認定については HP の当該 URL から参照）

以上
<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】

Welcome

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
<https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 SAAJ協会行事一覧 】		赤字：前回から変更された予定	2025.2
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
1月	7：総会資料提出期限 16:00 9：理事会：総会資料原案審議 29：2024 年度会計監査 31：償却資産税申告期限 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 20：第 294 回月例研究会	8：支部会計報告提出期限
2月	6：理事会：通常総会議案承認 28：2024 年度年会費納入期限 28：消費税申告期限	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	21：13:30 第 24 期通常総会
3月	1：年会費未納者宛督促メール発信 13：理事会 3：東京都：認定 NPO 更新申請 下旬：東京都：NPO 事業報告書提出	1-31：春期 CSA・ASA 書類審査 6：第 295 回月例研究会	
4月	10：理事会	初旬：春期 CSA・ASA 書類審査 中旬：春期 ASA 認定証発行 21：第 296 回月例研究会	20：春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支援士試験
5月	8：理事会	中旬・下旬土曜：春期 CSA 面接 中旬：第 297 回月例研究会（準備中） 17-18：第 45 回システム監査実務セミナー 31-1：第 45 回システム監査実務セミナー	
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 12：理事会 19：年会費未納者督促状発送 28：支部会計報告依頼（〆切 7/10） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	上旬：春期 CSA 面接 19：第 298 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内 中旬土曜：春期 CSA 面接 下旬：春期 CSA 面接結果通知 中旬～下旬：春期 CSA 認定証発送	3：認定 NPO 法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）
前年度に実施した行事一覧			
7月	11：理事会 12：支部助成金支給	8：第 289 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内	14：支部会計報告〆切
8月	（理事会休会） 3：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30 1：第 42 回 CSA フォーラム	
9月	12：理事会	9：第 290 回月例研究会 13：IT-BCP 事例セミナー 28-29：第 44 回システム監査実務セミナー 30：秋期 CSA・ASA 募集締切	
10月	10：理事会 13：情報処理技術者試験会場での 入会案内チラシ配布	12-13：第 44 回システム監査実務セミナー 21：第 291 回月例研究会	13：秋期情報処理試験（システム 監査技術者試験）、情報処理 安全確保支援士試験 26：13:30 会員活動説明会
11月	11：予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 14：理事会 18：2025 年度年会費請求書発送準備 27：本部・支部予算提出期限 27：会費未納者除名予告通知発送	18：第 292 回月例研究会 中旬：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 中旬～下旬：秋期 CSA 面接	9：2024 年度支部合同研究会 （大阪・天満橋にて開催）
12月	1：2025 年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 12：理事会：2025 年度予算案承認 会費未納者除名承認 第 24 期総会(2/21)審議事項確認 13：総会資料提出依頼（1/7〆切） 13：総会開催予告掲示 20：2024 年度経費提出期限	上旬：秋期 CSA 面接、CSA 面接結果通知 中旬：CSA/ASA 更新手続案内メール 〔更新申請期間 1/1～1/31〕 16：第 293 回月例研究会 中旬：春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 下旬：秋期 CSA 認定証発送	12：協会創立記念日

<目次>

会報編集部からのお知らせ】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2025年の会報年間テーマは、**「時代が求めるシステム監査」**です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にもその先を目指してどう立ち向かってゆけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っていません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saaj.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、
野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス： saajeditor ☆ saaj.jp （☆は投稿時には@に変換してください）